

日本における融資枠の概観 -融資枠の契約、極度額、利用率に関する実証分析-

一橋大学大学院生 本田朋史

本稿は、2004年から2017年の期間において、各年度の融資枠に関する概要の推移を明らかにし、融資枠の契約、極度額、利用率の決定要因に関して分析を行っている。本稿で得た結果は次の通りである。第1に2004年から2017年において、コミットメントラインは約17%、当座貸越は約14%の企業が契約をしていた。総資産に対する融資枠の極度額の規模について、コミットメントラインに関しては2004年以降減少傾向にあるが、当座貸越は増加傾向となっていた。融資の利用率については中央値で見た場合、当座貸越に関しては、リーマンショック以前は増加傾向にあり、それ以降は減少傾向になっていた。しかし、コミットメントラインに関しては、2004年から2017年の期間において利用されていないことが明らかとなった。第2に融資枠の契約に関しては、キャッシュフローが大きい企業ほど契約する傾向があるが、特にコミットメントラインの契約は取引銀行との関係が緊密であることが要因の一つであることが明らかとなった。第3に融資枠の契約規模は内部資金によって決定されるが、取引銀行との関係が緊密な場合でもコミットメントラインの契約規模には影響を与えないことが明らかとなった。第4に融資枠の利用比率に関しては、内部資金と代替的に融資枠が利用されている。また、銀行企業間関係が緊密なほどコミットメントラインからの借入が減少することが明らかとなった。

本稿の結果から、日本の上場企業においてコミットメントラインは、1999年の「特定融資枠契約に関する法律」の成立以降未だに普及していないことが示唆される。また、契約の有無や契約後の利用が現金保有やキャッシュフロー等の内部資金によって決定されている点に加え、取引銀行との関係性に影響される。特にコミットメントラインの多くはほとんどが未利用となっている点で、日本の上場企業はコミットメントラインを利用する必要がないこと、取引銀行との関係を目的として契約している可能性が示唆される。